

1. 寄附者が個人の場合

次のいずれか低い金額 - 2,000 円 = 寄附金控除額

イ. その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ. その年の総所得金額等の 40 %相当額

2. 寄附者が法人の場合

(1) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等

次に掲げる金額の合計額 2 分の 1 に相当する金額

イ. その事業年度終了の時における資本金額等の額 (0 に満たない場合は 0 とする。) を 12 で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した 1000 分の 3.75 (注 1) に相当する額。

ロ. その事業年度の所得の金額の 100 分の 6.25 (注 2) に相当する金額

(2) 普通法人、協同組合等及び人格のない社団のうち資本又は出資を有しないもの、一般財団法人及び一般社団法人 (非営利型法人に該当するものに限る) 並びに NPO 法人 (認定 NPO 法人を除く) などのみなし公益法人等

その事業年度の所得の金額 100 分の 6.25 (注 2) に相当する額

(注 1) 平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 1000 分の 2.5 に相当する金額

(注 2) 平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度は 100 分の 5 に相当する金額

参考 URL (国税庁 HP より)

No.1150 一定の寄附金を支払ったとき (寄附金控除) [平成 27 年 4 月 1 日現在法令等]

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>

No.5283 特定公益増進法人に対する寄附金 [平成 27 年 4 月 1 日現在法令等]

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>